

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成22年2月18日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則

(秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成19年2月1日条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「半日」を「4時間の」に改める。

第3条第3項中「半日」を「4時間の」に改める。

(秋田県後期高齢者医療広域連合の執務時間を定める規則の一部改正)

秋田県後期高齢者医療広域連合の執務時間を定める規則(平成19年2月1日規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改める。

(秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に関する規則(平成19年3月27日規則第18号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号から第3号を次のように改める。

- (1) 1の週に勤務した時間数(条例第4条第1項の規定により時間外勤務手当が支給される時間の時間数を除く。次号及び第3号において同じ。)が38時間45分(条例第5条の規定により休日勤務手当が支給される時間がある週にあっては、その時間の時間数(第3号において「休日勤務時間数」という。)を38時間45分に加えた時間数。以下この項において「休日勤務時間数を加えた38時間45分」という。)を超える場合(次号及び第3号に掲げる場合を除く。) 休日勤務時間数を加えた38時間45分から割振り変更前の勤務時間(勤務時間等条例第12条第1項に規定する休日(同項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した派遣職員にあっては、当該休日に代わる代休日。次号において「休日等」という。)であることにより勤務しなかった勤務時間がある場合にあっては、その勤務時間を除く。)の時間数を減じた時間数(その時間数が負となる時は、零時間)に相当する当該週の割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間
- (2) 休日等のある1の週に勤務した時間数が休日勤務時間数を加えた38時間45分を超える場合であって、割振り変更前の勤務時間の時間数が38時間45分を超える場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該休日等に割り振られていた割振り変更前の勤務時間の時間数に相当する当該週の割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間
- (3) 1の週に勤務した時間数が休日勤務時間数を加えた38時間45分(割振り変更前の勤務時間の時間数が38時間45分を超える場合にあっては、休日勤務時間数を当該割振り変更前の勤務時間の時間数に加えた時間数)以下である場合 割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間の時間数(割り振ることをやめた勤務時間数等を除く。)に相当する当該週の割振り変更前の勤務時間外に勤務した時間

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。